

保護者各位

おもちゃのまち幼稚園
園長 小野塚 聡

インフルエンザにかかった場合の保護者の再通園申し出について

インフルエンザは、重症化することもある大変こわい病気です。集団感染拡大を防止する観点から、より慎重な対応が求められます。学校保健安全法に出席停止期間が定められていますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

- (1) ここ数年で効果のあるインフルエンザ治療薬が開発され、熱が比較的早く下がるようになりましたが、解熱してもウイルスは残って、2次感染、3次感染のおそれがあるため、少なくとも**発症日の次の日から5日を経過し、かつ、解熱した次の日から3日を経過するまで出席停止**となります。

(注) 学校保健安全法施行規則の改正（平成24年4月1日施行）による

- (2) 必要な日数を経過し、**主治医から通園許可**がいただけた場合は、「保護者の再通園申出書」の提出により再通園することができます。

(注) **保護者の判断だけでは再通園できません**のでご注意ください。

- (3) 上記(1)の日数は“最低”の基準です。幼児は抵抗力が弱いため、大人よりもプラスの日数が必要と言われています。咳、痰、くしゃみ、鼻水等の諸症状がある場合は、医師にご相談いただくなど、再通園について慎重にご対応くださるようお願いいたします。

- (4) 「申出書」は再通園の当日に幼稚園で書くことも可能です。

----- キリトリセン -----

保護者の再通園申出書（インフルエンザ）

令和 年 月 日

保護者 _____

◎インフルエンザは治癒し 月 日より再通園させるにあたり下記のとおり申し出ます。

| | | | |
|--------------|----------------------------|----------------------------|--|
| クラス・園児名 | □諸症状がないことを確認 | | |
| インフルエンザ発症日 | 令和 年 月 日 () | □発症した次の日から 5日経過 を確認 | |
| 解熱した日 | 令和 年 月 日 () | □解熱した次の日から 3日経過 を確認 | |
| 医療機関・主治医・TEL | | | |
| 医師の通園許可 | □受診して確認 □電話で確認 □その他の方法 () | | |

おもちゃのまち幼稚園 御中